

四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式
実現可能性調査業務

仕 様 書

四国中央市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務の名称	1
第3節 業務の場所	1
第4節 業務の期間	1
第5節 適用の範囲	1
第6節 関係法令等の遵守	1
第7節 業務管理	1
第8節 資料の提供	2
第9節 秘密の保持	2
第10節 成果品の審査	2
第11節 疑義	2
第12節 成果品	2
第2章 業務内容	2
第1節 前提条件の整理	2
第2節 民間事業者調査	2
第3節 燃料化施設の検討	2
第4節 事業方式検討	3
第5節 その他事業化に係る留意点等の整理	3
第6節 燃料化方式導入可能性調査書の作成	3
第3章 打合せ協議	3

第1章 総則

本業務は、四国中央市業務委託契約約款（公共工事に係るもの以外の業務）によるほか、この仕様書によらなければならない。

第1節 業務の目的

本業務は、四国中央市（以下、「本市」という。）において、可燃ごみの処理方法として燃料化方式の採用の可否を検討するための調査を目的とする。

第2節 業務の名称

四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務

第3節 業務の場所

愛媛県四国中央市内外

第4節 業務の期間

契約締結日の翌日から、令和5年3月20日までとする。

第5節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う「四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係法令等を遵守することとする。

第7節 業務管理

- (1)受託者は業務の円滑な推進を図るため、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、業務の円滑な進捗及び品質の向上に努めるものとする。なお、各技術者は兼任できないものとする。
- (2)管理技術者は、技術士（衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）を有するとともに、一般廃棄物処理施設整備構想業務において実務経験を有するものであることとし、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。また、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- (3)照査技術者は、技術士（衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）を有するとともに、一般廃棄物処理施設整備構想業務において実務経験を有するものであること。また、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- (4)主担当技術者は、可燃ごみ処理施設整備計画または構想の業務経験を有するものであること。また、1年以上の直接的な雇用関係にあること。

第8節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本市に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

第9節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第10節 成果品の検査

(1)受託者は、業務完了時に本市の成果品検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

(2)業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第11節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

第12節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

業務報告書(A4版)：50部

電子データ(CD-R)：一式

第2章 業務内容

本業務では、本市における可燃ごみ処理の燃料化処理方式の導入可能性調査を行うが、調査対象方式の中に必ずトンネルコンポスト方式を含めること。

第1節 前提条件の整理

燃料化方式導入の計画に必要な前提条件として、燃料化方式の概要、計画年間処理量及び計画ごみ質等の検討を行うこと。

第2節 民間事業者調査

燃料化方式導入にあたり、それら技術を有する民間事業者に対して意向や状況等を把握するための民間事業者調査を行うこと。

第3節 燃料化施設の検討

民間事業者調査結果等に基づき、複数の燃料化方式の本市における導入可能性について検討を行うこと。導入に際しては、環境負荷やコスト、候補地等の多面的な視点を持って検討を行うこと。

第4節 事業方式検討

燃料化方式はそれ単独では、廃棄物処理システムとしては完結しないことを考慮した上で、燃料化方式を採用した場合の事業方式（公設公営、公設民営、民設民営等）について、事業方式ごとの特徴を整理するとともに、本事業に最適な事業方式について検討すること。

第5節 その他事業化に係る留意点等の整理

その他事業課に向けて本市が事前に整理しておくべき内容について、整理を行うこと。

第6節 調査報告書の作成

各種検討、調査結果を基に報告書として取りまとめを行うこと。

第3章 打合せ協議

本業務における打合せ協議は初回、中間 2 回、成果品納品時の 4 回を基本とし、必要に応じて適宜、実施する。